



山岡けんじ

怪我人が出なかったのは不幸中の幸い

新幹線保守作業中15メートルの高さからパネル落下！

会社は、ホームページにおいて5月25日「保守作業中における防音壁端部のプラスチック製パネルの落下について」と題して発表を行いました。「東海道新幹線 三河安城～名古屋間で保守作業中、防音壁の端部のパネルに作業員の足が触れ、15メートルの高さから一般道へ落下させた。怪我人の情報は無い。新幹線の営業運転や構造物に影響はない」といった内容です。この事故に関してはマスコミも報道しています。

落下したパネルは約1.7kgだとしています。この事故では怪我人は発生していませんが、一般道を歩行している人に触れれば相当な怪我を負わせることとなります。今回は不幸中の幸いだったといえます。また、落下の原因は「作業員の足が端部パネルに接触したため」としていますが、「接触」した程度で落下する構造は安全上問題があります。

JR東海労はこの事故に関し『申第42号』で会社に労使協議を申し入れました。

『申第42号』の内容（抜粋）

- *. 会社が原因としている「作業員が電柱から降りる際、周囲の確認が足りず、防音壁の端部パネルに足が接触したため」について「周囲の確認が足りなかった」「端部パネルに足が接触」について、具体的に明らかにすること。
- *. 会社は原因として「作業員が電柱から降りる際、周囲の確認が足りず、防音壁端部の端部パネルに足が接触したため」としている。約1.7kgのパネルが15メートルも落下すれば、状況によっては人命に対して相当な障害が発生すると認識する。会社の見解を明らかにすること。
- *. 会社は、防音壁端部のパネルが場合によっては落下する可能性があることを予測していたのか、明らかにすること。
- *. 「作業員」に怪我はなかったのか、明らかにすること。
- *. 「付近を通行された方が1名おり」と発表しているが、その方に怪我はなかったのか明らかにすること。
- *. 原因に基づく同種事故の具体的防止策を明らかにすること。
- *. このような事故が発生した場合は速やかに労働組合に説明し、協議の場を持つこと。